

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	きらきらBaby都島園	
運営法人名称	株式会社 Agent（エージェント）	
福祉サービスの種別	小規模保育事業者-A型	
代表者氏名	法人代表 梅田 直 ・ 園長 原田 加世子	
定員（利用人数）	12 名	
事業所所在地	〒 534-0014 大阪市都島区都島北通1-11-8アーバン都島1階	
電話番号	06 - 7182 - 2158	
FAX番号	06 - 6922 - 0311	
ホームページアドレス	https://www.kirakira-baby.net	
電子メールアドレス	kirakira_hondoori@outlook.jp	
事業開始年月日	平成27年4月1日	
職員・従業員数※	正規 3 名	非正規 4 名
専門職員※	保育士 7名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室、洗面室、シャワー併設トイレ、更衣室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

・保育理念

安心、安全を実感できる保育園

ひとりひとりの個性を大切に温かく見守り、子どもたちにとって様々な面で安心して過ごすことのできる環境づくりをしていきます。

お互いに成長し合える保育園

保護者と保育者が同じ目線で子どもの成長を支え、見守り、喜びや悩みを共有し、共に成長できる保育を目指します。

地域に愛される保育園

時代と共に移り変わる様々な保育需要に応え、近隣の各施設等と連携しながら、地域になくてはならない存在となるように努めていきます。

・保育方針

子どものやりたい気持ちや気づきを大切に、思いやりを持って一人ひとりを温かく見守る

やりたい気持ちになれる、やりたい気持ちを引き出せる環境づくりをして自ら考え、行動し、創る喜びを育てる

【施設・事業所の特徴的な取組】

小規模保育事業の特長を活かし、一人ひとりの個性や成長にあわせた保育を実施しており、まだ言葉では表現することが難しい子どもたちの思いを受け止めながら、あたたかく見守り、寄り添っていく保育を実践している。

また、子どもたちにとってはもちろんのこと、保護者の方にとっても家庭的なあたたかい雰囲気を感じることが出来る園であるよう心がけて、子育ての喜びや悩みを保護者の方と共有し、子どもたちの成長を見守るようにしている。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般社団法人 障がい・介護福祉事業支援協会
大阪府認証番号	270050
評価実施期間	令和6年2月1日～令和6年3月6日
評価決定年月日	令和6年3月6日
評価調査者（役割）	2201C020（運営管理・専門職委員） 2302C033（その他） 2201C018（専門職委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

きらきらBabyは、平成24年12月に大阪市保育ママ制度の施設として開設され、制度移行にともない平成27年4月から地域型小規模保育事業の施設として運営されています。

当園では小規模保育の特性を最大限に活かした保育が実践されており、都島園、都島本通園いずれも0～2歳児を受け入れ、きめの細かい保育が行われています。園と保護者の距離が近く、常に職員と保護者間でコミュニケーションが積極的に行われ、改善点があれば素早い対応が可能になっています。

職員を大切に考え、長く勤めている職員も多くゆったりのんびり、安心、安定したサービスの提供が行われています。

◆特に評価の高い点

- ・事務、経理、取引に関する担当は本社の保育事業責任者で統一されており、権限と責任が明確にされています。内部監査も年1回以上行われており、各職員への周知も行われ、透明性の確保が図られています。

- ・本社の保育事業責任者と園長が、子どもの事故や感染症予防に係る担当になっており、事故ヒヤリハット報告書や感染症マニュアルを作成し、職員全員への周知も徹底的に行われています。非常災害時マニュアルも作成されており、ハザードマップも確認済み。非常災害時の安否確認は園のグループLINEで対応し、備蓄品管理、避難訓練も定期的に行われています。

- ・入園のしおりに、1日の流れを掲載し、保育者の心構えという資料で保育の標準的な実施方法を定めています。内容の検証や見直しは職員会議で随時行うようにしています。

- ・日々の記録は保育日誌や連絡帳が整備されており、記入方法も含め職員間で周知され個人情報などの情報漏洩については、誓約書にて秘密保持が徹底されています。

- ・個別計画を作成し、作成の際には園長と担当職員の話し合いが行われ、意思の統一が図られています。

- ・園内の環境は最適な状態に維持され、余裕のある人員体制により、指導計画をもとに職員が細やかで優しく子ども達に対応できています。近隣に公園があり、天気の良い日には子ども達をつれて、固定遊具や、パカポコ、縄で電車ごっこなどを行い、積極的に戸外での活動を促すようにしています。

- ・保健衛生マニュアルを整備し、毎年定期的に健康診断や歯科検診を行い、一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。送迎の際には直接保護者へのヒヤリングも行き、情報収集も行っています。またアレルギー対応マニュアルも整備され、個別にトレーに乗せる、食器の色や座席の位置を固定する等で配慮するようにしています。

- ・食育計画は作成されており、一人ひとりの発達状況や体調等に考慮した食事を園内で調理し、温かい給食を提供しています。子ども達が食に興味を示すように、絵本や野菜のおもちゃで遊んだり、本物の野菜に触れたり、切るところを見たり、スイカ割等も行っています。

- ・小規模保育のメリットを最大限に利用し、ゆったりのんびり安心して過ごせる環境や保護者が希望した場合は個別懇談を随時行い、職員ノートや個別計画で共通理解が行われています。

◆改善を求められる点

- ・福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関とのケース検討会議等は開催されておらず、地域の保育協議会へも未参加となっています。園として必要な社会資源や関係機関を確認し連携していくことが望めます。
- ・倫理綱領や倫理規程が作成されておらず、プライバシー保護についての規程やマニュアルも未作成となっています。子どもの尊重やプライバシーの保護を定め、文書化し職員へ周知することが望めます。
- ・就業規則等の規程に、体罰等の禁止を明記しておくことが望めます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今年度初めて第三者評価を実施しました。
毎年度大阪市が行う指導監査の目線とはまた違う内容で、保育について細かく評価してもらえたのではないかと感じています。
中・長期の事業計画や、プライバシー保護について計画書やマニュアルを作成すること。
虐待防止に向けて就業規則等の改善を速やかに行ってまいりたいと考えています。
これからもより一層地域の子育ての一端を担い、保護者とともに子どもたちに寄り添った保育活動が行えるよう職員一同取り組んでまいります。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	運営規程に目的・理念・方針が表示されています。また園内にも掲示されており、職員への周知もできています。現在、保護者会は存在していません。	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	適宜必要に応じて情報を収集できています。具体的にはキントーンを日々確認し厚労省からの通知を確認することや、毎年、保育参加後や年度末に保護者にアンケートを実施し収集しています。平均利用者数は月報（大阪市へ提出分）にて把握できています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	現在の経営課題は利用者へのアピールと職員の確保であるととらえています。利用者へのアピールは、2年前より職員の提案でインスタグラムを取り入れ、普段の保育の様子や給食メニュー等を発信しています（月2～3回程度）。その他には（おむつ、エプロン、布団）を園で準備するというサブスクもR6年度から実施予定にしています。職員の確保については、既存の方に長く勤めてもらうという方針のもと、賃金水準の向上などで定着を図っています。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	書面による明確な事業計画は作成されていませんが、今後の都島区の子どもの数やファミリー層が多いという予想からの中期的な計画は、本社の保育事業責任者の構想の中に存在しています。自治体へ提出するために作成された、収支計画は書面で保管されています。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	書面での作成はされていません。	

I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3 - (2) - ①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	書面による事業計画はありませんが、月1回の職員会議にて意見を吸収し、本社の保育事業責任者の構想への反映を行っています。日々の実施状況はその都度職員より聴取し、話し合いを行っています。	
I - 3 - (2) - ②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画を保護者へ通知はできていませんが、行事計画は入園のしおりや園だよりに詳細が記載されています。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	自己評価を毎年実施しており、職員全員が参加しています。まとめ役は本社の保育事業責任者と園長であり、各職員と園長が話し合う機会を設けています。その後本社の保育事業責任者が報告を受け、改善点を抽出するというPDCAサイクルができています。第三者評価は今後も定期的に受審する予定にしています。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	自己評価等の分析・検討はできていますが、文書は作成されていません。職員間での課題の共有はできており、実際その内容をもとに保護者へのコミュニケーションを増やし、成育歴などを細かく把握できるようなサービスの向上につなげるようにしています。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 - (1) - ①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	金銭的な部分は本社の保育事業責任者が管理。それ以外のことは園長等への振り分けをしています。施設長である園長の役割は重説に記載され、職員に表明できています。防災マニュアル、避難確保計画等は作成されています。BCPは未作成ですが緊急時はLINEで対応予定にしています。また、園長不在時の指揮権の移譲は副主任に設定されています。	
Ⅱ - 1 - (1) - ②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	園長は取引業者、行政関係者らと適正な関係にあり、キントーンで厚労省からの情報も収集しています。消防の避難訓練、不審者対応、警察による防犯訓練を行っています。社労士にも随時相談する体制がとられています。本格的なコンプライアンス研修は未受講ですが、不適切な保育の情報等が大阪市よりあった場合、内部で研修を行い職員へ周知できています。	
Ⅱ - 1 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ - 1 - (2) - ①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a

(コメント)	改善のための委員会などは設置されていませんが、園長は自己評価を把握し、改善につなげる指導力を発揮しています。具体的には職員会議等で、事故防止やAEDの研修を画像を使って行ったりしています。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	園長は本社の保育事業責任者とコミュニケーションをとり、また職員とも連絡を密にしています。シフト、希望休等の希望を聞いたり、新人には特に時間を割いてOJTを行っています。	

	評価結果
--	-------------

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	既存の職員に長く働いてもらうことを基本としています。そのために、働きやすい職場環境を整えることや賃金水準を高く設定する等を行っており、定着率向上に貢献できています。また場合により、ほしい人材を紹介してもらえらという考え方により、人材紹介会社も併用しています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを取っています。キャリアパス（職位職責表）により、「期待する職員像等」を明確にできています。人事基準は雇用契約に記載されており、職員への周知もされています。職員の人事評価制度は、自己評価を実施の後、園長の評価を合わせて、人事評価へ反映する仕組みが確立されています。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	本社の保育事業責任者が労務管理の責任者であり、有給は有給管理表、残業はタイムカードで管理しています。健康診断は全員年1回受診できており、個別の健康相談や悩みの相談は園長と面談を実施し、その後本社の保育事業責任者へと報告する体制を取っています。福利厚生として慶弔金、親睦会、退職金、法定外検診、通勤手当等が設定されています。豊富な人員体制により希望休や短時間労働などワークライフバランスにも配慮ができています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	キャリアパス（職位職責表）により、「期待する職員像」が明確に設定されていますが、個別にも目標を別途伝え随時フォロー体制を取るようになっています。達成状況の確認は自己評価のタイミングで行い、他の職員とも話し合い共有するようになっています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	キャリアパスにより「期待する職員像」は明示されています。年間研修計画は未作成で、計画に基づく教育や研修は本年度は行われていません。但し研修内容については、職員の希望も考慮して決定するようになっています。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	職員の保有資格状況は把握できており、新人へのOJTは実施されていますが、既存の職員への階層別・職種別・テーマ別等の研修は行われていません。また外部研修も未参加です。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。
(コメント)	実習生の受け入れはありませんが、園長を中心に受け入れの体制は取られています。

	評価結果
--	-------------

II-3 運営の透明性の確保	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。
(コメント)	パンフレットやホームページで理念、基本方針、保育の内容等は掲載されており、インスタグラムでの情報発信も行っています。また重要事項説明書には第三者評価の受審状況、苦情・相談窓口の記載もされています。
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
(コメント)	事務、経理、取引の担当者が決められ、それぞれの権限・責任を明確にしています。そのことは職員へも周知できています。金銭の管理自体は問題なくできており、必要に応じて税理士への相談も行われています。過去に指摘された事項にはありません。

	評価結果
--	-------------

II-4 地域との交流、地域貢献	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。
(コメント)	地域との関わり方についての基本的な考え方は、園だよりにて文書化できています。地域行事へは、区のハロウィンウォークに参加実績があります。また園見学を実施し、地域の方を園に招くなど、園への理解を得るための機会を設けるようにしています。
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。
(コメント)	ボランティア等への受入れに対する基本姿勢は明示されており、体制も不備なく取られています。ただ現在のところ受入れはできていません。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。
(コメント)	病院や虐待の通報先のリストは整備されています。関係機関・団体等の参画のもとでのケース検討会などは実施されておらず、保育協議会などへの参加もできていません。ただし地域の施設等のパンフレットが役所から届けば配布し、職員へも周知するようにしています。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。
(コメント)	都島区は核家族世帯が多く、地域からの孤立化が懸念されています。このような環境の中、園としては相談体制を構築し、これに対応できるようにしています。実際に子育てをしている職員もおり、ニーズへの細やかな対応はできています。

II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	公益的な事業や活動についての文書化はされていませんが、当該地域の公園の清掃活動を、散歩コースに沿って行っています。また、町内会には加入していますが、園からの情報発信の取組は行われていません。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	運営規程の目的等に利用者の意思及び人格を尊重するとの表現がありますが、倫理規程はありません。保育マニュアルは整備されており、子どもの尊重や基本的人権への配慮が規程されています。人権等研修は会議で実施されており、多国籍の方への生活習慣にも配慮するようにしています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	プライバシーの保護マニュアル等はありませんが、個々の利用者のプライバシーへの配慮は行われています。例えば、生まれつきあざがある子どもにはTシャツを着て隠せるようにすることや、プールの際には外から見えないように、ひさしでカバーするなどを行っています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	パンフレットを区役所へ配置はできませんが、区の保育フェスタの際に配布するようにしています。パンフレット自体はかわいいイラストや写真などでわかりやすく工夫できています。利用希望者への見学も随時行っており、その際にもお渡しするようにしています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	重要事項説明書や入園のしおりなどは保護者の意向に配慮され、入園のしおりはイラストや写真等でわかりやすい資料になっています。特に配慮が必要な保護者への説明については、利用者によってケースが違う為、マニュアル等はありませんが、職員間での話し合いは行われています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育所の変更を行う場合の引継ぎの手順は決められています。終了した方への相談窓口を案内する書面等はありませんが、いつでも来園可能な状態にはなっていることを口頭で伝えています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	保護者へのアンケートを実施し、満足度や楽しさを確認しています。窓口は本社の保育事業責任者が園長が担当しています。回収したアンケートで意見・要望をまとめ、改善点を書類で配布しています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c

(コメント)	本社の保育事業責任者が苦情解決責任者であり、苦情受付担当者でもあります。重要事項説明書に苦情解決の仕組みが記載され、保護者への配布も完了しています。また園にはご意見箱が設置されており、回答も行っています。記録については職員ノートで残すようにしており、公表はしていません。第三者委員は未設置です。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	入園のしおり、重要事項説明書に保護者が相談・意見を述べることについての説明が記載されています。園内はスペースの問題で相談室は配置されていませんが、ロールスクリーンなどにより仕切りは可能になっています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	連絡ノートやご意見箱等により、保護者が意見を述べやすい体制がとられています。また苦情相談マニュアルも作成されており、小規模のため保護者との距離も近く、迅速な対応も行われています。マニュアルの内容は随時又は年度ごとに改定されています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	本社の保育事業責任者及び園長が子どもの事故に係る担当者です。リスクマネジメント委員会は未設置。事故ヒヤリハット報告書は整備され、内容も適切です。また、職員への周知につきましては、園長から直接伝えることで徹底しています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	園長が感染症に係る担当者です。感染症対策マニュアルは作成されており、職員への周知も徹底しています。感染症予防策は、保護者へ手紙を配布し初期症状を伝えたり、うがい・手洗いの園内掲示等で周知徹底しています。また状況に応じて保健所との連携も行っています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	災害対応マニュアルは作成されており、ハザードマップも確認済みです。非常時の安否確認はグループLINEで対応しています。備蓄品の管理は園長が行っています。避難確保計画、消防計画は提出済みであり、避難訓練も定期的に行われています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	入園のしおりにより1日の保育の流れを記載し、「保育者の心構え」にて保育の標準的な実施方法を定めています。接し方マニュアルも整備され、園長が園内で状況を確認しています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	マニュアル等の検証や見直しは都度行うようにしています。例えば職員会議での話し合いにより意見を集約し、反映をするようにしているなどです。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画作成の責任者は担当制をとっており、0歳・1歳・2歳で分かれています。アセスメントシートも作成・保管されており、指導計画への反映もされています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画の評価・見直しについては、希望制にて保護者との個人懇談を行う一方、園長主催の園内検討会にて職員同士でも話し合いを行っています。緊急的に変更する場合の手順は作成されてはませんが、通常時のPDCAサイクルは循環するようになっています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	日々の記録として保育日誌や連絡帳が整備されており、職員間でも記入方法の統一が図られ、内容も適切です。また内容については職員会議等で職員への周知を行い、情報の共有が図られています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	個人情報保護の指針があり、秘密保持の誓約書には、職員による不適正な利用や漏洩についての記載がされています。記録管理の責任者は本社の保育事業責任者であり、現在のところ職員による情報漏洩はなく、個人情報の管理体制が確立されています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて明文化されています。また内容についても、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって作成されています。作成は職員の参画を基本とし、評価を次の計画に生かしています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	園内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、適切な状態が維持され、設備・用具や寝具の衛生管理も徹底しています。また一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所や、食事、睡眠が心地よいものとなるように整備されています。手洗い場やトイレも使いやすく見守りし易く工夫されています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	指導計画は作成されており、職員間で共有理解されています。人員体制に余裕があり、職員は細やかに、優しく子どもに対応できている、寄り添いながら穏やかに接することができます。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子どもとの密な保育の実践の中で、基本的な生活習慣を身につけるため、適切な時期での援助や、自分でやろうとする気持ちを育む工夫を行っています。また達成感を味わえるような援助も同時に行うようにしています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	園は、子どもたちと近隣の公園に行き、固定遊具や、パカポコ、縄で電車ごっこなどを行うことにより、遊びを通して子どもたちが進んで戸外に出て、身体を動かすことのできる工夫をしています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	ベビーサークルが移動できるようになっており、ハイハイ時に安全・安心に過ごせるような工夫ができています。また保護者とは連絡帳等を通じて、連携を図っています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	指導計画には一人ひとりの子どもの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重することが明記されています。探索活動は、主に近隣の公園で行っており、その様子も含めて送迎時の保護者と連絡帳を通じて連携を行っています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント)	0～2歳児までの為、非該当です。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

(コメント)	以前は聴覚障がいの子どもがいましたが、現在は対象になる子どもはいません。当時は保護者や医療機関、専門機関とも連携を取り合っていました。保護者全体への情報提供の取組はできていません。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	人数が少ない夕方以降は、いつもとは違うおもちゃを提供したり、普段できないやりたい事を自由にしてもらい、変化を持たせるようにしています。小規模のメリットを活かし、職員間での引継ぎもスムーズに行われています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	-
(コメント)	2歳児までのため小学校との連携は行われていません。(非該当)	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	保健衛生管理マニュアルにより、体温・排便・睡眠・食事を一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。また送迎の際には保護者よりヒヤリングも行っています。他には、園児名簿の中に健康報告書を整備しており、入園時や新年度ごとに更新を行っています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	保健計画は文書として整備されています。健康診断は毎年5月と10月に、歯科健診は毎年6月に実施しており、内容は職員間で周知できています。また結果を次の保健計画に反映させるような取組が行われています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー対応等マニュアルは作成されています。食事の提供における配慮は、個別のトレーに乗せる、食器の色や座席の位置を固定する、少し机を離すなどを行い、献立は医師の指示書やアレルギー疾患生活管理指導表に基づく給食を提供しています。職員への研修の記録はありませんが、その都度伝えるようにしています。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	食に関する取組みが食育計画により明示されています。リアルな野菜のおもちゃを使用したり、本物の野菜を目の前で切ったり、スイカ割等を行うことで、子どもたちが食に関心をもってもらえるように工夫しています。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。	a
(コメント)	食育計画により、一人ひとりの発達状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫や、量・好みなどの把握に努めています。また、たこ焼き・お好み焼き等の地域の食文化も取り入れるようにしています。検食簿、衛生管理マニュアルは作成されています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	連絡帳では日常的に家庭との情報交換を行い、保護者懇談会では保育内容を説明し、理解を得るようにしています。	

A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	小規模のメリットを活かし、ゆっくりのんびり安心して過ごせる環境を整え、相談しやすい工夫をしています。保護者との相談内容は職員ノートと個別計画にて共通理解を図っています。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待等権利侵害が疑われる場合は、園内の職員会議等で話し合う機会を設けるようにしています。また、児童相談所等との関係機関との連携も行われています。虐待等権利侵害対応マニュアルが作成され、研修の課題にしています。

評価結果	
A-3 保育の質の向上	
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	全職員が自己評価を行い、年度末に園長との話し合いにより振り返りを行っています。

評価結果	
A-4 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	就業規則に体罰等の禁止の記載がなく、「保育者の心構え」にもありません。基本的には職員会議等で、体罰等を伴わない援助技術を習得できるように話し合いが行われています。

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

未実施

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	利用者（児童）の保護者
調査対象者数	2 人
調査方法	ヒヤリング

利用者への聞き取り等の結果（概要）

【良いところ】

- ・小規模なのでしっかり目の届く範囲で保育を行っている。
- ・食事やおやつの時も子どもが落ち着いて食べられる環境作りをしている。
- ・職員さん同士の連携が厚いように感じて安心できる。
- ・職員さんがベテランの方が多く経験が豊か。
- ・温かい給食が提供されている。
- ・男性の本社の保育事業責任者が週1回以上来てくれて、防犯上も安心。

【改善がもとめられるところ】

- ・細かい擦り傷などの場合も理由を教えてほしい。
- ・爪を切っていない等（マイナス面）のことも教えてほしい。
- ・兄弟が感染症に感染すると通園できないのが困る。
（令和5年5月6日以降は緩和しています。）
- ・園の行事を少なくしてほしい。
（保護者参加の行事は、保護者懇談会・保育参加・お別れ会が毎年1回ずつになっています。）

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等